

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農業政策課	整理番号	2-1
許認可等の種類	農村地域工業等導入実施計画の同意			
根拠法令条例等・条項	農村地域工業等導入促進法第5条第9項			
許認可等の概要	市町村が作成する農村地域工業等導入実施計画に対する同意			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】農村地域工業等導入促進法 第5条 都道府県又は市町村は、次に掲げる要件に該当する場合には、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への工業等の導入に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を定めることができる。ただし、既に他の実施計画が定められている地区については、この限りでない。</p> <p>一 その地区に工業等を導入することによりその周辺の農村地域における農業従事者が当該工業等に相当数就業することが見込まれること。</p> <p>二 その地区への工業等の導入と相まってその周辺の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。</p> <p>(略)</p> <p>四 市町村が定める実施計画にあつては、当該実施計画に係る地区に立地することが適当な工業等を導入することにより、その周辺の農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。</p> <p>(略)</p> <p>五 実施計画は、基本計画の内容に即するとともに、前条第四項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>六 市町村が定める実施計画は、当該市町村の議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。</p> <p>(略)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	—			